

## 【職員への処分の考え方について】

### （質問）

職員への処分の考え方について伺います。昨年、自転車管理保管所に勤務していた職員が、定められた勤務時間の全てを勤務していなかった、いわゆる早帰りを常態的に行っていた事実が発覚しました。あらためて、早帰りをしていた職員数、期間、及び早帰りに支払われた給与の総額がいくらにのぼるのか教えてください。また、不正発覚後、早帰りをしていた職員に対してはどのような処分をされたのか教えてください。

### ＜答弁＞

自転車保管所に勤務していた職員が、定められた勤務時間の一部を勤務していなかった事案につきましては、平成23年3月から関係職員に対して事情を聴き、事実確認を行ったうえで、平成23年5月20までに、自転車保管所に勤務していた職員16名に対し「文書訓告処分」を、また、勤務時間を管理する立場にあった職員6名に対して、「減給10分の1・1か月」、「戒告」、「文書訓告」、「文書嚴重注意」の処分をそれぞれ行ったところでございます。

自転車保管所の職員16名が、定められた勤務時間の一部を勤務していなかった期間は、平成20年4月から平成23年3月までの3年間で、勤務しなかった時間にかかる給与の総額は198万7750円となっていますので、よろしくお願いたします。

### （質問）

早帰りをしていた職員に対する処分は文書訓告をされたとのことですが、退職金も発生しない、昇給や昇格もない再任用職員に対して文書訓告という処分では、何の痛みも感じず、全く戒めにはならないと思いたしますが、ご見解をお聞かせ下さい。

また、地方公務員法第29条及び豊中市の懲戒条例では、職員が「地方公共団体の規則、規定に違反した場合」、「職務上の義務に違反、又は職務を怠った場合」、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」のいずれかに該当すると認められる場合、懲戒処分をすることができるとあります。市が、地方公務員法上の懲戒処分を課さなかったということは、今回のケースはどの条件にも該当しないと判断されたということなのでしょうか。

### ＜答弁＞

一般的な職員への注意・指導が、所属長から職員に対して口頭で行われるのに対し、「文書訓告処分」は、文書により、豊中市長から当該職員に対し、その責任を明らかにし、将来において同様の行為を行うことのないよう強く戒めるものであり、全く戒めにならないというものではございませんので、よろしくお願いたします。

非違行為のあった職員に対してどのような処分を行うかは、個々の事案ごとに任命権者が判断すべきものであり、本件処分につきましても、こうした事態に至った事実経過等を十分に調査・確認した上で、処分内容を決定したものですので、よろしくお願いたします。

(質問)

不当に取得されたお金については、現在までに、全て返還されたのでしょうか。もし、全額返還されていないのであれば、現在までに返還された額を教えてください。

<答弁>

先程申し上げました、勤務しなかった時間にかかる給与の総額は198万7750円のうち、返還された額は158万140円でございますので、よろしく願いいたします。

(質問)

常態的に早帰りをし、不当にお金を取得していたにもかかわらず、そのお金を返還させられない、もしくはさせようとしない理由を教えてください。中には、お金を返還する前に、引き続き、市に雇用されていた方もいるようですが、何人いて、何故、市は、余分に支払われた給与の返還が完了してもないのに、不祥事を起こした職員を継続して雇用するという判断をされたのかお答えください。

<答弁>

勤務しなかった時間にかかる給与は、対象者に対して、個別に返納を求めてきたところでございます。

先程申し上げましたように、現在のところ、その全額を納付されるには至っておりませんが、引き続き返納を求めてまいりたいと考えています。

なお、返納していないものは、いずれも既に本市を退職しているものであり、現在の在職者については全額を返納済でございますので、よろしく願いいたします。

(質問)

同じ職場で業務に従事していたシルバー人材センターの職員の方々は全く早帰りを行っていませんでした。市のOB職員だったからこそ、勝手な判断で、自分たちでルールを作って職務にあたり、結果として不当に給与を利得していたのではないのでしょうか。

同じ職場において、再任用職員だけが早帰りをしていた事実に対して、何故、市は、非常に軽い処分ですませようとするのでしょうか。これが再任用職員でなかったとして、シルバー人材センターの職員や、委託業者、臨時職員などであれば、雇用契約の解除や不当利得された給与を請求する等の対応をとったのではないかと思います。あらためてご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本件にかかる職員の処分は、こうした事態に至った事実経過等を十分に調査・確認のうえ、厳正に行ったものでございます。

委託業者が同様の行為を行っていたらどうなるのか、というご質問ですが、市においては、委託した業務が、契約書の内容に従って適正に執行されるよう指導・監督はいたしますが、委託業者の職員の勤務時間を直接管理監督する立場にはありませんので、よろしく願いいたします。

## (意見・要望)

先程のご答弁で、「市においては、業務が契約書の内容に従って適正に執行されるよう指導・監督する」とのことでしたが、今回、処分された再任用職員との契約書の内容では組織や個人の判断で早帰りをしても良いとなっていたのでしょうか。

職場環境、職場風土がどうであれ、どんな理由、状況であったとしても、個人の勝手な判断や慣習で、法律や規則に背いて職務にあたっていた事実に対して、もっと問題意識と危機感を持つべきですし、厳格な対応が必要だったと思います。だいたい、過去の事例を調べると、勤務時間中にスーパーで食料品を購入したケース、昼食の買出しと店内で飲食をしたケースなどが戒告処分となっており、勤務時間中に早帰りをしたケースと何がどう違うのか、処分の基準が曖昧過ぎて、私には全く理解が出来ません。

また、特に、今回、処分を受けた職員は、再任用職員であり、長年、市の職員として従事してきたわけであり、法令遵守については熟知されていたはずですが、しかも、未だに勤務せず取得した給与の返還を済ませていない人がいるというのは非常に残念でなりません。

いずれにしても、市の対応や処分の甘さは、組織の秩序の低下、職員の意識やモチベーションの低下を招くだけでなく、組織内外での不公平感へと繋がると思います。実際、今回の市の対応は、同じ職場で働いておられたシルバー人材センターの方々にとっては納得のいくものではなかったと思いますし、処分内容を聞けば、多くの市民は処分が甘すぎる、市のOB職員だから処分が甘くなったのではないかと疑うはずで、市役所や職員に対する市民からの信用や信頼の喪失に繋がりがねません。

あらためて、職員の不祥事に対する市としての処分や対応のあり方について考え、基準を明確にするとともに、今回の件については、処分内容が妥当だったのか再検討し、判明している不当に利得された給与に関しては、早急に全額返還させることを強く要望しておきます。

## 【療養休暇取得職員の現状と市の対応について】

(質問)

療養休暇取得職員の現状と市の対応について伺います。職員の定数削減が毎年のように行われ、職員一人当たりの業務量は増加していると思います。一方で、様々な理由や事情で長期休職している職員数も増加していると思います。現在、長期間休職している職員数とここ数年の推移、また、特に精神疾患による療養休暇、長期間休職している職員数とここ数年の推移を教えてください。

<答弁>

市長部局において平成24年度にこれまで休職している職員は28人、20年度からの推移は、20年度46人、21年度42人、22年度40人、23年度43人です。

次に、精神疾患による平成24年度の療養休暇取得者は22人、休職者は21人、精神疾患による療養休暇取得者の20年度からの推移は、20年度53人、21年度42人、22年度45人、23年度45人、休職者の推移は、20年度37人、21年度29人、22年度28人、23年度27人です。

(質問)

精神疾患によって長期間の休職を余儀なくされている職員数が多くなっているのは、職場環境、労務環境に問題があるのか、それとも個人の問題が大きいのか、市としてはどのように把握し、考えておられるのかお答えください。

<答弁>

心の病の発症には、職場環境、労務環境、個人の問題といった様々なストレス要因が影響していると考えられます。

本市では休職から復職する際には産業医との面談を実施し、発症に至った要因について本人の話せる範囲で聞き取りを行っています。

ものの感じ方や考え方などの資質は個人個人で差があり、複数のストレス要因が重なって心の病が発症することが多いため、その特定は難しいですが、引き続き心の健康づくり実施計画に基づきメンタルヘルス対策に取り組んでいきたいと思っております。

(質問)

職員定数が減少する一方で、長期間休職をされている職員が今後増大すると、他の職員の負担の増加やモチベーションの低下につながるのではないかと危惧しますが、そのようなことは発生していないのでしょうか。また、市民サービスに支障が出てくる恐れはないのでしょうか。

<答弁>

休職をしている職員数は、平成20年度以降で見ますと概ね横ばいとなっております。

休職者がいる職場においては、代替の臨時職員等を雇用し、市民サービスに支障が出ないように、また、他の職員の負担が増加しないように努めるとともに、職員同士の

フォローや業務分担の見直しを行うことなどにより円滑な業務運営を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

(質問)

精神疾患などによる療養休暇者、長期休職者を生じさせない取り組みや、長期休職者の復帰に向けて市としてどのような対応や対策を講じておられるのでしょうか。

<答弁>

メンタルヘルス対策については、正しい知識の習得が重要であることから、新任課長や新任係長、あるいは新規採用職員等を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施しているところでございます。

次に、長期休職者の復帰については、まずは、円滑に職場復帰できるよう産業医や保健師等の健康管理スタッフが面談を中心に復職に向けた取組み「復職前支援」を行っています。

また、「復職後支援」として、所属長も含めた支援チームと職員が相談しながら段階的に職場適応するための計画や期間等を設定した「復職後支援プログラム」を作成し、それに基づき、スムーズな復職に向けてサポートを実践しております。

(意見・要望)

精神疾患は、国によって5大疾病の一つに位置づけられるほど、近年、患者数が急増しており、既に、これまでの4大疾病の患者数よりも多くなっています。そんな社会状況にあって、豊中市役所においても精神疾患にかかる職員の方の数や割合が今後、増加していくのではないかと懸念します。

一方で、職員定数は、毎年のように減少しており、職員一人一人の業務量は増加し、過労やストレスでダウンされる方が増えるのではないかと危惧します。結果として、組織は弱体化し、業務の維持、市民サービスの質や量の維持が図れなくなってしまうのではないかと危惧します。

そのような事態が生じることのないよう、職場環境や風土の改善などによる職員の方々が精神疾患に至らない予防策をより一層講じて頂くとともに、職員の方々が早期、軽度な段階で、悩みや相談を打ち明けられる環境やシステムの強化、また、精神疾患にかかってしまった方が、出来る限り早く、職場復帰できる支援策の強化に努めて頂くことを要望しておきます。

## 【生産緑地の活用実態と適正な税務管理について】

(質問)

生産緑地の活用実態と適正な税務管理について伺います。豊中市には212か所の生産緑地指定された土地があります。生産緑地指定された土地は、固定資産税及び都市計画税が農地並みとなり、大幅に税金が安くなります。現在、豊中市が指定している生産緑地の面積と固定資産税及び都市計画税の総額はいくらになるのでしょうか。

また、仮に、それら生産緑地指定された土地を市街化区域農地として試算した場合、固定資産税及び都市計画税の総額はいくらくらいになるのでしょうか。

<答弁>

生産緑地は都市計画法で定められた生産緑地地区内の農地で、一般農地となる旨が規定されております。

平成24年度における生産緑地地区内の農地の面積は、約37万8千平方メートルで、生産緑地地区内の農地の税額は固定資産税で約59万円、都市計画税で約13万円、合計で約72万円でございます。

なお、お尋ねの市街化区域農地とは、評価方法が異なりますので比較はできませんが、仮に市街化区域農地の税額で試算いたしますと、固定資産税で約9670万円、都市計画税で約4120万円、合計で約1億3790万円となり、差額といたしましては、固定資産税で約9611万円、都市計画税で約4107万円、合計で約1億3718万円となりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

生産緑地は、耕作が可能な状態で管理されていることと規定されています。しかし、実際、市内の生産緑地を見て回りましたが、雑草が生い茂る土地、不法投棄が散乱する竹林、緑がほとんどないさら地などなど、どう見ても生産緑地には思えない土地が散見されました。生産緑地に対するチェック体制はどのようになっているのでしょうか。生産緑地に相応しくない、馴染まない土地の所有者に対しては、これまで市はどのような対応をされてきたのでしょうか。また、これまでに強制的に生産緑地の指定を解除されたことはあったのでしょうか。

そもそも、現在、生産緑地指定をされている土地の全てが税金を安くしてまで保存する必要のある土地なのでしょうか。

<答弁>

まず、生産緑地のチェック体制ですが、平成19年当時から全国的な遊休農地解消に向けた取り組みの中で、当市も農業委員による生産緑地のみの農地調査・指導を実施しておりましたが、平成21年12月の農地法改正により農業委員会は毎年1回、市内全農地利用状況調査を実施することが義務付けられたことから、平成22年から毎年6月中旬から約1か月をかけて市内全農地の調査を実施しております。調査の中で周辺の農地と比べて低利用となっている農地の中に生産緑地も一部見受けられますが、そのような農地所有者には、生産緑地は農地としての適切な管理が義務付けられている旨の注意文書を送付し、併せて農業委員による注意喚起を行っているところ

でございます。

次に生産緑地の解除についてですが、本市では、農地としての管理が行き届いていないという理由で強制的に生産緑地を解除したことはこれまでにございません。

最後に、税金を農地課税にしてまで全ての生産緑地を保存する必要があるのかというご質問ですが、3大都市圏の特定市における市街化区域内の農地は、農業と調和した形で都市の良好な生活環境を確保するため、残り少ない農地を計画的に保全することを目的に生産緑地として指定されたもので、市内の貴重な緑地、オープンスペース、災害時の防災農地として必要であると考えておりますので、よろしく申し上げます。

(質問)

あらためて、現在、生産緑地指定を受けている土地を厳格に調査し、必要に応じて指定の解除や現況課税を実施すべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず生産緑地の指定の解除ですが、営農活動を停止していても容易に生産活動を再開できる状態にある限りは、ただちに生産緑地に係る都市計画の変更をおこなうものではありません。

生産緑地は農地としての管理が法律によって義務付けられている地区でありますので、今後も農地調査を実施することで農業者に生産緑地をきちんと管理しなければという意識が生まれるよう啓発に努めるとともに、固定資産税、都市計画税は農地課税であること、また、きちんと管理しておられる方との間に差が生じていることなどについて説明、指導をしてまいりたいと考えております。

生産緑地地区内の農地が、全く耕作されず、長期にわたって放置され、容易に農地に復元できないような状況にある場合は、現況により課税することになります。

その場合には、関係部局との調整を図りながら、連携してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

今回、農業委員会の職員の方々にご協力頂き、生産緑地指定されている土地を見て回らせて頂きました。稲穂が一面に広がっていたり、色んな野菜や果物が実っていたりと、しっかりと管理されている土地も数多くありました。一方で、何を生産しているのか、きちんと管理されているのか、どこが緑地なのか全く分からない土地など、単なる節税対策になっているのではないかと感じられる土地もありました。こういった不公平かつ不明確な現状を深刻に受け止め、今後も農業委員会や固定資産税課は定期的に厳格かつ厳密な現地調査や、適正管理についての指導、啓発を実施するとともに、これまで実施されていなかった経年的な調査結果の記録をして頂きたいと要望しておきます。

ただ、生産緑地指定されているにもかかわらず、適正管理されない土地に対して、どれだけ農業委員会が指導、啓発しても、どれだけ固定資産税課が現況課税をしたくても、生産緑地指定されている限り、なす術ないのが現状です。

そこで、どれだけ指導、啓発をしても改善されない土地については、現況課税が

可能になるように、農業委員会、固定資産税課両担当課から経年的な管理状況についての情報を生産緑地の指定や解除を行っている都市計画室に提供するとともに、生産緑地指定の解除を求めて頂くよう要望しておきます。

その上で、都市計画室は農業委員会や固定資産税課からの情報に基づき、是非とも、一度、実態調査を行ってください。そして、実態の伴わない、目的に沿わない土地については、市として生産緑地の指定解除を積極的に行い、現況課税を可能にして頂き、歳入確保に努めて頂くことを強く強く要望しておきます。